

令和2年10月1日以降に起工起案する工事等に適用する
積算基準対照表【共通編】
(令和3年2月1日一部改定)

令和2年10月1日以降に起工起案する工事及び業務から適用する積算基準を改定します。
積算基準は、国土交通省の積算基準書等(令和2年度版)に準拠しますが、一部事項について、
下記に記載のとおりとしますので、使用にあたっては留意してください。

○【基準図書①】国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編)令和2年度版

基準書ページ(※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
I-1-①-1 (1適用範囲)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本土木工事標準積算基準書</u>は、<u>国土交通省直轄</u>の河川・・・ ・ また、港湾工事や空港工事については、・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本積算基準書</u>は、<u>長野県建設部</u>の河川・・・ ・ 全て削除
I-1-①-1 (2基準の適用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……、<u>入札時(入札書提出期限日)</u>における・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……、<u>工事起工起案日</u>における・・・。
I-1-①-1 (2基準の適用)		<ul style="list-style-type: none"> ・ また、契約後の受発注者協議を踏まえ発生する新規追加工種等については、協議時点に適用されている諸基準、機械・器具関係費用、材料単価、労務単価を用いること。
I-1-②-2 (3)維持工事(複数年度の国債工事)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て削除

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
I-2-①-1 (2) 価格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格は、原則として、<u>入札時</u> (<u>入札書提出期限日</u>) における・・・。 ・ 当初の支給品の価格決定については、<u>官側</u>において・・・、現場発生資材を<u>官側</u>において・・・。 ・ なお、設計単価は、<u>各地方整備局</u> (以下「局」という。) <u>設定単価</u> (局統一単価、<u>県別単価</u>、<u>地区単価</u>をいう。)、<u>局特別調査単価</u> (定期調査)、<u>局特別調査単価</u> (臨時調査)、<u>物価資料</u> (「<u>建設物価</u>」「<u>積算資料</u>」)・・・。 ・ ……、事前に<u>本局担当課</u>と協議のうえ別途決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格は、原則として、<u>工事起</u> <u>工起案日</u>における・・・。 ・ 当初の支給品の価格決定については、<u>発注者側</u>において・・・、現場発生資材を<u>発注者側</u>において・・・。 ・ なお、設計単価は、<u>実施設計単価表掲載単価</u>、<u>特別調査単価</u>、<u>物価資料</u> (「<u>Web 建設物価</u>」「<u>積算資料電子版</u>」)・・・。 ・ ……、事前に担当課と協議のうえ別途決定する。
I-2-①-1 (2) 価格 1))	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1) <u>局設定単価</u>による場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1) <u>実施設計単価表掲載単価</u>による場合
I-2-①-1 (2) 価格 1) (イ))	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>局設定単価</u>は、毎月、本局担当者において決定し、新土木積算システムに登録する単価である。 ・ <u>局設定単価</u>がある場合は、これを積算に用いる単価とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て削除 ・ <u>実施設計単価表に掲載されている単価</u>は、これを積算に用いる単価とする。
I-2-①-1 (2) 価格 2) (イ))	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……、<u>物価資料</u>は (「<u>建設物価</u>」「<u>積算資料</u>」) に掲載されている・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ……、<u>物価資料</u>は (「<u>Web 建設物価</u>」「<u>積算資料電子版</u>」) に掲載されている・・・。
I-2-①-1 (2) 価格 3))		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て削除
I-2-①-1 (2) 価格 4))	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1)、2) <u>及び3)</u> の方法によりがたい場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1)、2) の方法によりがたい場合

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
I-2-①-1 (2) 価格 4) (イ))	<ul style="list-style-type: none"> 1)、2) 及び3) の方法によりがたい場合は、<u>局特別調査(臨時調査)</u>として本局担当課にて調査を行い材料単価を・・・。 なお、局特別調査・・・とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 1)、2) の方法によりがたい場合は、<u>特別調査により</u>材料単価を・・・。 全て削除
I-2-①-2 (2) 価格 4) (ロ)	<ul style="list-style-type: none"> ・・・(材料価格×使用数量)が <u>100</u> 万円未満の場合、かつ1資材の材料単価が <u>10</u> 万円未満の場合は、・・・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・・・(材料価格×使用数量)が <u>300</u> 万円未満の場合、かつ1資材の材料単価が <u>100</u> 万円未満の場合は、・・・
I-2-①-2 (2) 価格 4) (ロ) ①)	<ul style="list-style-type: none"> 調達価格(材料価格×使用数量)が、<u>100</u> 万円未満であるか <u>100</u> 万円以上であるかの判断をするために<u>発注担当課長から</u>参考見積りを3社に依頼し、見積り(<u>100</u> 万円未満、かつ1資材の材料単価が <u>10</u> 万円未満)又は特別調査(<u>100</u> 万円以上、又は1資材の材料単価が <u>10</u> 万円以上)によるかの判断を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 調達価格(材料価格×使用数量)が、<u>300</u> 万円未満であるか <u>300</u> 万円以上であるかの判断をするために参考見積りを3社に依頼し、見積り(<u>300</u> 万円未満、かつ1資材の材料単価が <u>100</u> 万円未満)又は特別調査(<u>300</u> 万円以上、又は1資材の材料単価が <u>100</u> 万円以上)によるかの判断を行うものとする。
I-2-①-2 (2) 価格 4) (ロ) ②)	<ul style="list-style-type: none"> ・・・提示し、<u>事務所長</u>から見積依頼を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・・・提示し、<u>所属長</u>から見積依頼を行う。
I-2-①-2 (2) 価格 5))		<ul style="list-style-type: none"> 全て削除
I-2-①-2 (2 歩掛)	<ul style="list-style-type: none"> ・・・単価については、<u>特別調査</u>又は<u>見積り</u>の取得により・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> ・・・単価については、<u>見積り</u>の取得により・・・。
I-2-①-4 (2 諸雑費及び端数処理 (2) 1))	<ul style="list-style-type: none"> ・・・=金額は<u>小数第2位</u>までとし、<u>3位以下</u>は切り捨てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・・・=金額は<u>1円</u>までとし、<u>1円未満</u>は切り捨てる。

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
I-2-①-4 (2 諸雑費及び端数 処理 (2) 3))	<ul style="list-style-type: none"> ・ . . .、その平均価格 <u>(小数点第 1 位四捨五入)</u> とし、. . .。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ . . .、その平均価格とし、. . .。
I-2-②-7 (表-2 下 (注) 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ . . .となっている地域をいう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ . . .となっている地域をいう。<u>(確認方法: 総務省統計局ホームページ「人口集中地区境界図について」 http://www.stat.go.jp/data/chiri/1-3.htm)</u>
I-2-②-13 (表 3. 1 下 (注) 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ . . .水閘門については、「<u>土木工事標準積算基準書 (機械) 編</u>」により . . .。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ . . .水閘門については、「<u>機械設備工事積算基準</u>」により . . .。
I-2-②-15 (表下 (注) 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1. . . . <u>ただし、沖縄については . . . 別途考慮する。</u> ・ 2. 発地・着地で地方整備局が . . .。 ・ 3. 敷鉄板については . . .。 ・ 4. 誘導車、. . .。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 削除。 ・ 全て削除。 ・ <u>2. 敷鉄板については . . .。</u> ・ <u>3. 誘導車、. . .。</u>
I-2-②-25 ((2) (イ))		<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記費用を計上する場合は、原則、諸経費を含む金額とし、現場管理費、一般管理費等の対象としない。ただし、実施設計単価表に記載の平板載荷試験については諸経費を含まない単価のため、本単価を計上する場合は現場管理費、一般管理費等の対象とする。 (最下段に追加)
I-2-②-25 ((2) (ロ))		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>上記費用を計上する場合は、原則、諸経費を含む金額とし、現場管理費、一般管理費等の対象としない。</u> (最下段に追加)

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
I-2-②-31 (表-3下(注)1)	・・・・地域をいう。	・・・・地域をいう。(確認方法: <u>総務省統計局ホームページ</u> <u>「人口集中地区境界図につ</u> <u>いて」</u> http://www.stat.go.jp/ data/chiri/1-3.htm)
I-2-②-33 ((5)2))	・・・・については、 <u>官側</u> にお いて購入した・・・、現場発 生材資材を <u>官側</u> におい て・・・、 <u>入札時</u> における市 場価格・・・。	・・・・については、 <u>発注者側</u> において購入した・・・、現 場発生材を <u>発注者側</u> におい て・・・、 <u>工事起工起案日</u> に おける市場価格・・・。
I-2-②-35 (頁下)		・ <u>別添「別表(地域区分) 積</u> <u>雪寒冷地域区分表」</u> を追加。
I-4-①-3 ((5))		・ 全て削除
I-4-①-5 ((3))		・ 全て削除
I-4-①-5 ((1))	・ <u>調整計算の方法(総価契約単</u> <u>価合意方式以外の場合に適</u> <u>用)</u>	・ 調整計算の方法
I-4-①-5 ((2))	・	・ 全て削除
I-4-③-1～ I-4-③-2		・ 全て削除
I-4-④-1～ I-4-④-3		・ 全て削除
I-4-⑤-1		・ 全て削除
I-4-⑥-1～ I-4-⑥-2		・ 全て削除
I-5-②-1 ((1))	・・・・条件明示は、 <u>別表に示</u> <u>すとおりとする。</u>	・・・・条件明示は、 <u>別表を参</u> <u>考にして、種別・細別、単位</u> <u>を記載するものとする。</u>
I-5-②-1 ((2))	・ <u>別表記載内容に加え、必要に</u> <u>応じて特記仕様書、図面</u> ・・・。	・・・・必要に応じて特記仕様書、 図面・・・。

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	長野県適用
I-5-②-1 (4))		<ul style="list-style-type: none"> 全て削除
I-9-①-1 (3 (1))		<ul style="list-style-type: none"> へ. <u>施工箇所が点在する工事の場合、現場環境改善費率の補正については、施工箇所毎に設定する。</u> (最下段に追加)
I-11-①-1～ I-11-①-2		<ul style="list-style-type: none"> 全て削除
I-12-①-1～ I-12-①-10		<ul style="list-style-type: none"> 全て削除
I-13-①-1～ I-13-①-5		<ul style="list-style-type: none"> 全て削除
II-5-②-1 (②交通誘導警備員)		<ul style="list-style-type: none"> <u>長野県内の建設工事等に対する交通誘導員の配置については、別紙1「長野県の建設工事等における交通誘導員の計上について」による。</u> (最下段に追加)
VI-1-①-1 (1) 特別調査等別途考慮するもの 2))	<ul style="list-style-type: none"> 設置作業のうち、ペイント式(手動)の場合。<u>(ただし、北海道特殊規格において一部適用可)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 設置作業のうち、ペイント式(手動)の場合。
VI-1-①-4 (<施工規模が日当り標準施工量に満たない場合>)	<ul style="list-style-type: none"> 1)・・・。 2)・・・。 3) <u>区画線消去</u>・・・。 	<ul style="list-style-type: none"> 全て削除 全て削除 <u>(1)区画線の積算上の取り扱いについては、別紙2「長野県の建設工事等における区画線工(土木工事標準単価)の積算方法について」による。</u> <u>(2)区画線消去</u>・・・。

基準書ページ (※) (該当箇所)	国土交通省適用	・ 長野県適用
VI-1-②-2 (＜施工規模が日当 り標準施工量に満 たない場合＞)	・ 1)・・・。 ・ 2)・・・。	・ 全て削除 ・ 全て削除 ・ <u>施工規模が日当り標準施工量に満たない場合の積算方法は「① 区画線工」に準ずることとする。高視認性区画線設置、高視認性区画線撤去(削取り式)については、1連の作業として判定する。</u>

※基準書ページ：国土交通省 土木工事標準積算基準書（共通編）令和2年度版

（岩手県、宮城県、福島県を除く） 一般財団法人 建設物価調査会 発行のページ